

「2007 年度版大気環境改善及び地球温暖化対策カレンダー」製作等に係る
企画の募集について

独立行政法人環境再生保全機構では、大気環境の改善及び保全の推進を図るため、大気汚染や地球温暖化、身近な環境保全のための取り組みなどを掲載内容とした、2007 年度版大気環境改善及び地球温暖化対策カレンダーの製作等を行います。

ついては、カレンダー製作等の業務を請け負う業者を選定するため、企画を公募します。本件業務の請負を希望する業者は、以下の募集要領に基づき、平成 18 年 12 月 7 日（木）までに企画書等を提出してください。

平成 18 年 11 月 14 日

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部環境改善課

「2007 年度版大気環境改善及び地球温暖化対策カレンダー」製作等に係る企画募集要領

1. 目 的

昨今の環境問題を解決するためには、行政等の取り組みに加え、一般や若年層に対する理解を図ることが必要不可欠である。

環境問題の知識普及を促進するためには、環境に関する情報提供を身近な媒体において行うことが重要であることから、大気汚染や地球温暖化、環境保全のための身近な取り組み等を内容としたカレンダーの製作を行い、環境問題に関する普及啓発の推進を図ることを目的とする。

2. 企画書及び見積書に記載する事項

基本仕様書（3（1）資料配布場所にて配布。）を参照し、以下の各事項に係る企画書及び見積書等を作成し提出してください。なお、本件に係る予算は 1,550 万円（税込み）以下を予定しております。

（1）吊るしカレンダー（28,000 部）の製作

サイズ B4 以上

再生紙 両面 4 色刷 上段イラストページ PP 加工 135 kg 以上

（2）卓上カレンダー（28,000 部）の製作

サイズ指定なし

再生紙（卓上として使用するため、安定性を保持できる形状及び紙質とする）

両面 4 色刷 全ページ PP 加工

- (3) 封筒 (28,000 部) の製作
晒クラフト ハترون紙 129.5kg 単色刷
袋詰め加工一式
- (4) アンケートはがきの製作
1 種類 (28,000 部)
- (5) アンケートはがき (返信分) の受領、整理、集計・解析、とりまとめ
- (6) 梱包・発送 (製作業者決定後に発送名簿をご提供します)
- (7) その他、製作等に必要な事項

3. 問い合わせ、基本仕様書の資料配布場所、配布期間及び説明会の開催日時

(1) 問い合わせ先、資料配布場所

独立行政法人環境再生保全機構

予防事業部環境改善課 担当：原、小林

所在地：〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310

ミュージア川崎セントラルタワー8階

電話：044 - 520 - 9567

F A X：044 - 520 - 2134

(2) 資料配布期間

平成 18 年 11 月 30 日(木)までの次の時間帯とします。(土曜日、日曜日を除く。)

午前 10:00 ~ 12:00 まで

午後 1:00 ~ 5:00 まで

但し、11 月 30 日(木)に限り、午前 10:00 から 12:00 までとします。

(3) 説明会の開催日時及び場所

平成 18 年 11 月 30 日(木) 午前 11:00 ~ 環境再生保全機構内第 3 会議室

4. 提出資料、提出期限、提出場所

(1) 提出資料

以下の資料を10部ずつ提出して下さい。

企画書

- ・ A4判で作成し提出すること。
- ・ 企画全体のコンセプト及び図柄についての説明等を明記すること。
- ・ 実際に使用する図柄を含む3ヶ月分のカレンダー(卓上カレンダーを含む。)を提示すること。その他のデザイン、工夫等については具体案を提示すること。

見積書(項目毎に経費明細書を添付して下さい。見積額には消費税を含みます。)

過去の主な製作実績(カレンダー、書籍、冊子など)

会社概要

その他（御社が本業務を請け負う場合の利点などあれば明記して下さい。）

（2）提出期限

平成18年12月7日（木）までの次の時間帯とします。（土曜日、日曜日を除く。）

午前10：00～12：00まで

午後 1：00～5：00まで

（3）提出場所

資料は、次の場所へ持参するか郵送してください。郵送の場合も、提出期限内に提出場所へ必着とします。

独立行政法人環境再生保全機構

予防事業部環境改善課 担当：原、小林

所在地：〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310

ミュージア川崎セントラルタワー8階

電話：044 - 520 - 9567

F A X：044 - 520 - 2134

5. 企画書の提出者に要求される資格

（1）環境問題（大気汚染・地球温暖化・環境保全の取り組みなど）に関する高度で専門的な知識を有し、普及啓発効果の高いカレンダーの製作能力を有している者

（2）次の事項に該当しない者

当該契約を締結する能力を有しない及び破産者で復権を得ない者。

契約の履行に当たり品質・数量について不正行為をした者、公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者等でその事実があった後2年を経過しない者

6. 製作業者決定方法（予定）

・一次審査 12月上旬

・最終審査 12月中旬

（一次審査として提出資料による書類審査を行います。一次審査を通過した業者は、最終審査（プレゼンテーション形式）を行います。）

・業者決定 12月下旬

7. その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 企画書等提出物に、記載事項の不備があった者は失格とします。

(3) 採用、不採用については個別に連絡します。

以上